

公益社団法人 街のあかり

奨学金給付規程

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条

公益社団法人街のあかり（以下「当法人」という）が奨学金を給付する学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高校三年次の応募時点において大阪府在住であること。
- (2) 次の学校の学生または進学予定者であること。
 - ア. 四年制以上の大学
 - イ. 専門学校
- (3) 学業面・人物面ともに優秀であること。
- (4) 学費の支弁が困難と認められること。
- (5) 当法人以外の民間団体（日本学生支援機構及び大学等の進学先を除く）の奨学金の支給を受けないこと。

(奨学金の給付期間及び金額)

第2条

奨学金の給付期間は、正規の最短修学期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、理事会の議決を経て給付期間を延長することができる。

2

奨学生が転学・転学部（科・コース）・編入学した際は前項の期間内において給付を継続するものとする。

3

奨学生に対する奨学金は以下に記載する通りに給付する。

- (1) 自宅通学生：月額 4.5 万円
- (2) 自宅外通学生：月額 9 万円

4

前項の奨学金とは別に、以下に記載する通りに給付する。

- (1) 入学一時金として、大学及び専門学校入学後に 30 万円を給付する。
- (2) 受験費用助成金として、奨学候補生として採用されたものに対して、一律 10 万円を給付する。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

(出願方法)

第3条

当法人の指定する願書と募集要項に記載の必要書類の提出をもって出願したものとみなす。

2

提出書類に不備のあるものは選考審査対象外とする。

(奨学候補生及び奨学生の採用)

第4条

選考委員会による書類選考及びその通過者に対しての面接選考の実施後、代表理事が奨学候補生の採用を決定する。

2

奨学候補生に採用するものに対しては代表理事が本人に対し採用通知を送付する。

3

採用通知を受けとった奨学候補生は、採用通知に記載の必要書類を提出しなければならない。

4

奨学候補生が大学及び専門学校に入学後に、その在学証明書等の提出をもって正式に奨学生として採用する。

5

代表理事は、奨学候補生及び奨学生の採用について、直後の理事会において報告するものとする。

(受験費用助成金の給付)

第5条

奨学候補生として採用後、採用通知に記載の必要書類の提出をもって、本人に対して直接受験費用助成金を給付する。

(入学一時金の給付)

第6条

奨学候補生が大学及び専門学校に入学後に、在学証明書等の入学を証明する書類の提出をもって正式に奨学生として採用し、本人に対して直接入学一時金を給付する。

(奨学金の給付)

第7条

奨学金は毎月25日に奨学生に対して直接給付する。

2

正式に奨学生に採用後に入学年度の 4 月に遡って奨学金を給付する。

(給付方法及び受領書の提出)

第 8 条

奨学金等の給付は奨学生または奨学候補生の本人の金融機関口座に直接振り込む。

2

前項の口座への振替をもって受領書の提出があったものとみなす。

(学業成績及び生活状況等の報告)

第 9 条

奨学生は、毎年 4 月以降に前年度の学業成績証明書を持参して選考委員会との奨学金の継続給付に係る面談を行わなければならない。

(異動等の届出)

第 10 条

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく届け出なければならない。

- (1)休学（留学による休学も含む）・復学・留学（休学はしない）・転学・転学部（学科・コース）・留年・停学・退学・除籍その他これに準ずる異動をした場合
- (2)本人の氏名・住所等の重要な事項に変更があった場合
- (3)奨学金を辞退する場合
- (4)学業に支障をきたす怪我や疾病を発生した場合

2

奨学生が死亡した場合、または何らかの事由により奨学生本人が前項の届け出をできない場合は、その家族またはそれに準ずるものが代表理事に届け出をしなければならない。

(奨学金の休止)

第 11 条

奨学生が休学した場合や第 9 条の報告及び第 10 条の届け出を行わなかった場合は奨学金の給付を休止する。

2

前項の事由が発生した翌月から奨学金の給付を休止する。

3

奨学金休止事由が解消された場合は代表理事に届け出を行うことで、届け出の翌月から奨学金の給付を再開する。なお、休止した奨学金の遡っての給付は行わない。

(奨学金の廃止)

第 12 条

奨学生が次の各号の一に該当する場合は奨学金の給付を廃止することがある。

- (1)当法人に対し虚偽の報告を行った場合
- (2)学業成績または素行に問題があると判断した場合
- (3)奨学金を必要としない事由が生じた場合
- (4)怪我または疾病により卒業の見込みがなくなった場合
- (5)前条の休止事由が長期にわたって解消されない場合
- (6)奨学生が停学又は退学した場合
- (7)奨学生が除籍された場合
- (8)奨学生が死亡した場合
- (9)前各号のほか奨学生として適当でないと判断する事由があった場合

(奨学金の返還)

第 13 条

奨学金の給付を休止または廃止した際には、代表理事はその事由の発生した月から奨学金の給付を休止または廃止した月までの、給付済みの奨学金の返還を求めることができる。

(改廃)

第 14 条

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 1. この規程は令和 2 年 4 月 16 日より施行する。

2. 改定 令和 4 年 12 月 8 日

3. 改定 令和 7 年 3 月 14 日